

# 水上バイク利用規約

水上バイク利用者はいかなる場合においても下記のルールを順守する事。

水晶浜近隣の海域に関してはK38レスキュースタッフにより常時海上の様子をパトロールしています。

違反船舶は船舶検査済票の番号から海上保安庁との連携により海事関係法令違反により罰せられます。

## 利用規約

- ◎ 海・湖に出る際、海上ルールや海上に設けられた信号を順守する。
- ◎ 北側の原発付近は近づかない。
- ◎ 三方五湖への進入時は最徐行にて又は信号機の厳守すること。三方五湖内のルールを厳守。
- ◎ 他船などに曳き波で迷惑をかけない。
- ◎ 釣り人やダイバーの近くでの航行は必ずさける。
- ◎ ガス欠及びいかなる理由においても当施設スタッフによるレスキューは¥30,000～費用を支払いが発生する。
- ◎ 全てのトラブル(事故など)や盗難に関しては当施設は一切の責任を負わない。
- ◎ 海上のロープの上ではエンジン始動を禁止します。万一ロープが絡まった場合は整備費用¥10,000～です。
- ◎ 出発時又は帰りの際、必ず沿岸から200m内は最徐行にて走行し、急発進を行わないこと。
- ◎ 安全運転を順守し、同乗者が振り落とされるような無謀運転は絶対にしないこと。
- ◎ 操業中の漁船や定置網などに近付かないようにし、船舶の多い水域での航行は避ける。
- ◎ 事故などでガソリン等が水面に流出した場合は処理に必要な費用を徴収いたします。
- ◎ 操縦中及び水面付近では必ず救命胴衣(ライフジャケット)を着用すること。
- ◎ 係留時のアンカーは流されるため6kg以上を推奨します。
- ◎ 上下架時の擦り傷、破損等に関しましては一切の責任を負いません。  
ご了承いただけない場合のご利用はお断りさせていただきます。
- ◎ 過度な改造(検査範囲外)、直管、マリンオーディオなど騒音による走行。
- ◎ 必ずスタッフの指示に従うこと。

## 禁止事項

- ◎ 遊覧船・レガッタなど他船への妨げ行為。
- ◎ 漁船・漁の邪魔をする行為。定置網の破損は全額破損者の弁償になります。
- ◎ 遊泳区域への侵入及び水晶浜付近でのスピターン、危険走行、暴走行為、見せびらかし、水掛けなどの行為。
- ◎ 暴力団関係・反社会勢力の方の施設利用。
- ◎ 当施設が不適切だと思われる行為・カヌー(レガッタ、ボートなど)への迷惑行為。
- ◎ 過度な改造(検査範囲外)、直管、マリンオーディオなど騒音による走行。
- ◎ 施設内での入れ墨、タトゥーの露出。
- ◎ 泥酔での施設利用。
- ◎ 湖や海へのゴミ捨て行為。
- ◎ 美浜原電付近での走行。近づかない事。

上記の規約及び禁止事項を遵守いたします。

上記項目を守れなかった場合、いかなる場合でも退場していただき、次回のご利用はご遠慮させていただきます。

日付: \_\_\_\_\_

署名: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_